

量の見込みの算出について

1 量の見込みの考え方

「ニーズ量」は10月に実施したニーズ調査結果を基礎データとして、国の「量の見込みの算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、本市では、その手引きに準じて算出をしています。

2 ニーズ量算出の手順概要

1. 手順

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区別に、ニーズ量・目標事業量を算出していきます。

【目標事業量算出の流れ】

	項目	内容	根拠
I アンケート調査の実施	㊦	国調査票を参考にし、実施。	国手引き
II ニーズ量の算出	①人口推計	該当年度の児童数を推計。 市総合計画人口推計データを使用	国シート
	②家庭類型算出	ニーズ調査結果から、家庭類型を算出	国手引き
	③利用意向率算出	家庭類型別に、各事業の利用意向率を算出。	国手引き
	④ニーズ量算出	上記①と③を掛け合わせ、ニーズ量を算出。	国シート
III 目標事業量の算出	①目標事業量検討	上記Ⅱ－④を参考にしながら、目標事業量を検討。	※ ニーズ量を参考にしながら、今後検討
	②目標事業量決定	上記②や現状、今後の展望を踏まえながら目標事業量を決定。	

2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目（国手引き要約抜粋）

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

【全国共通で「量の見込み」を算出する項目】

対象事業		認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	⇒1号	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒2号	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	⇒2号	3～5 歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	⇒3号	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業		0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5 歳 0～5 歳
9	病児保育事業		0～5 歳、1～6 年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		0～5 歳、1～3 年生、 4～6 年生
11	利用者支援事業		0～5 歳、1～6 年生

【参考】認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まりました（下記第 19 条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

- ・ 1 号：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2 号：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3 号：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

子ども子育て事業の見込み量算出方法〔イメージ〕

Step1 調査結果から“現在家庭類型”を算出する

家庭類型とは…

ひとり親や保護者の就労状況によって、分類すること。今回、国からは以下の 8 パターンが示されている。

タイプ	父母の有無や就労状況	タイプ	父母の有無や就労状況
A	ひとり親家庭	D	専業主婦（夫）
B	フルタイム×フルタイム	E	パートタイム×パートタイム
C	フルタイム×パートタイム	E'	パートタイム×パートタイム（短時間就労等の条件あり）
C'	フルタイム×パートタイム（短時間就労等の条件あり）	F	無業×無業

Step2 母親の就労意向から“潜在家庭類型”を算出する

母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の“潜在”家庭類型を算出する。

例 1〕現在専業主婦となっているが、パートタイム就労の意向がある

→ **タイプD⇒タイプC**

例 2〕現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる

→ **タイプC⇒タイプB**

Step3 潜在家庭類型の事業利用意向を算出する

年齢別・潜在家庭類型別に、幼稚園・保育所・認定こども園など、どの教育・保育事業を利用したいと回答（利用意向割合）しているか算出する。

Step4 将来児童数を推計する

計画期間中（平成 27 年度～平成 31 年度）における対象児童数の推計を行う。対象児童は 0 歳から 11 歳（小学 6 年生）までを予定。



Step5 “認定区分”ごとのニーズ量を算出する（１）

認定区分とは…

子ども子育て支援制度に基づく教育・保育事業を利用するにあたっては、３区分からなる認定を市町村から受ける必要がある。

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育所・認定こども園	

■家庭類型と認定区分の関係

家庭類型	0～2歳	3～5歳
タイプA [ひとり親家庭]	3号	2号
タイプB [フルタイム×フルタイム]	3号	2号
タイプC [フルタイム×パートタイム]	3号	2号
タイプC' [フルタイム×パートタイム（短時間就労等）]	（認定なし）	1号
タイプD [専業主婦（夫）]	（認定なし）	1号
タイプE [パートタイム×パートタイム]	3号	2号
タイプE' [パートタイム×パートタイム（短時間就労等）]	（認定なし）	1号
タイプF [無業×無業]	（認定なし）	1号

※3～5歳のタイプA、B、C、Eは、2号認定を受けても幼稚園（学校教育）の利用希望が強い場合は、1号認定への変更が可



Step5 “認定区分” ごとのニーズ量を算出する（２）

- ① “Step4” で算出した推計児童数に“Step2”の潜在家庭類型の割合を掛け合わせて、将来予想される家庭類型を算出する。
（０歳、１・２歳、３～５歳の年齢別で行う）
- ↓
- ② “①”で算出した年齢別・家庭類型別の将来児童数に、“Step3”で算出した利用割合を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出する。

■例）平成 27 年度の 3～5 歳児童のニーズ量（数値はダミーです）

（１）アンケート結果より → （２）推計児童数 → （３）家庭類型別児童数 → （４）認定区分に再編 → （５）利用割合 → （６）ニーズ量

	現在	潜在		平成 27 年度		27 年度		区分	家庭類型	推計		教育・保育		事業量見込み
	割合	割合		（３～５歳）		家庭類型別児童数				児童数		利用意向		
タイプ A	5.0%	5.0%				タイプ A	500		1 号 認定	タイプ C'	1,250	90%		1,125
タイプ B	20.0%	25.0%				タイプ B	2,500			タイプ D	4,000	90%		3,600
タイプ C	10.0%	12.50%				タイプ C	1,250			タイプ E'	200	70%		140
タイプ C'	10.0%	12.50%				タイプ C'	1,250			タイプ F	100	50%		50
タイプ D	50.0%	40.0%	×	10,000 人	=	タイプ D	4,000		2 号 認定	タイプ A	500	90%		450
タイプ E	2.0%	2.0%				タイプ E	200			タイプ B	2,500	90%		2,250
タイプ E'	2.0%	2.0%				タイプ E'	200			タイプ C	1,250	80%		1,000
タイプ F	1.0%	1.0%				タイプ F	100			タイプ E	200	70%		140
														4,915
														3,840

■計画書への反映イメージ

【〇〇地区】		平成27年度			・・・
		3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み（必要利用定員総数）		4,915人	3,840人	***人	・・・
②確保の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	5,000人	3,500人	***人	・・・
	地域型保育事業			***人	・・・
②－①（不足している定員）		-	-340人	***人	・・・